

「北九州市障害者自立支援協議会 ～障害児が地域で安心して暮らせるための協議会～」概念図(案)

(平成29年5月より)

1 総会

【開催】 2回／年 ※障害者支援計画に対しての意見聴取
【参加】 総会委員、部会長、障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター

2 事務局会議

【開催】 1回／年
【参加】 障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所
※ このほか、障害者支援課と基幹相談支援センターの連絡会議を適宜実施

研修会の開催 【開催】 適宜

障害者地域生活支援研究会

【開催】 1回／月

家族ケアを中心とした障害者ケアマネジメント研修会

【開催】

相談支援関連

3 指定相談支援事業者等連絡会議

【開催】 1回／2ヶ月

【内容】

- ①計画相談支援等に関する意見交換
- ②参加機関のネットワーク構築
- ③指定一般相談支援事業所と居住サポート等事業との役割の整理(一過的に取り組む)
- ④相談支援専門員とサービス管理責任者を対象とした障害者ケアマネジメント研修

【参加】

- 指定特定相談事業者①②
指定一般相談支援事業者①②③
障害児相談支援事業者①②
各区役所①②
障害者基幹相談支援センター①②③
障害福祉部障害者支援課①②③

※必要に応じて権利擁護関連部会から出席を要請する。

4 定例支援会議(各区)

【開催】 原則として月1回以上

【内容】

- ①家庭基盤が脆弱且つ一定の困り感のある対象者、または家族への取り組みが必要と思われる案件の協議
- ②計画相談を対象に基幹相談支援センターが相談支援専門員に同伴して家庭訪問等が必要な案件の協議
- ③定例支援会議全体会への提案事例の共有化

【参加】

各区役所、障害者基幹相談支援センター

(全体会)

【開催】 6月、9月、12月、3月

【内容】

- ①各区定例支援会議で協議された事例から、地域課題となりうる事案について意見交換
- ②委託相談支援事業所実務担当者会議で協議した事例から社会的課題を抽出

【参加】

各区役所、委託相談支援事業者、子ども総合センター、地域リハビリテーション推進課、精神保健福祉センター、障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター等

(委託相談支援事業所実務担当者会議)

【開催】 適宜

【内容】

- ①困難事例等の披歴、課題方策案の模索、提案
- ②全体会への事例提案

【参加】

委託相談支援事業者、障害者基幹相談支援センター等

権利擁護関連

5 権利擁護部会

【開催】 適宜

【内容】

- 1 障害者虐待防止に関する課題協議
- ①北九州市障害者虐待防止の取り組みに対しての助言・協力
- ②北九州市障害者虐待防止マニュアル等への意見聴取
- ③事業所、使用者への研修体制の確立
- ④啓発活動の企画・実施

【参加】

学識経験者、司法関係者、障害者団体、警察、労働局 等

6 触法障害者支援研究会

【開催】 2回程度／年

【内容】

- ①「入口支援」(モデル事業の検討)
- ②受け皿確保、人材育成
- ③入口支援に関する流れの整理、および様式の検討
- ④ネットワーク構築のための研修会開催
- ⑤啓発活動

【参加】

学識経験者、司法関係者、障害者団体、地域生活定着支援センター 等

基幹相談支援センターの実施事業として独立性を持たせる

地域ネットワーク関連

地域ネットワーク部会

家族ケアを中心に置いた障害児者ケアマネジメントに関する方策検討会

【開催】 年8回程度

【内容】

家族ケアを視点として、障害者のいる世帯に対する相談体制の強化や複合的な課題への対応策について検討

- (1)障害者支援に関する「情報の届け方」について(情報提供、情報共有)
- (2)地域で孤立する障害者世帯に「気付き」仕組みづくり(早期の気付き、早期支援)
- (3)在宅で生活する障害者世帯が孤立しないための仕組みづくり

【参加】

障害福祉関係者、当事者団体、学識経験者、委託相談支援事業所 等

計画相談支援
地域移行・定着
障害児相談支援
に関する案件

サービス担当者会議

個別支援会議

基本相談および対応困難事例等に関する案件

北九州市障害者自立支援協議会 事業計画（案） （平成29年5月～）

※別紙1 北九州市障害者自立支援協議会 概念図（案）参照

1 総会

（1）目的

協議会の事業計画の協議や各専門部会等の活動報告を行い、また情報交換を行う。

（2）開催頻度

年2回（7月・2月に開催予定）

（3）会場

ウェルとばたを予定

（4）協議内容

①7月の協議事項（※平成29年度 第1回 総会は平成29年7月に開催予定）

＜平成29年度 第1回 総会 議事＞

（ア）部会からの中間報告

（イ）次年度市予算に反映すべき提案披露

②1月の協議事項（※平成29年度 第2回 総会は平成30年1月に開催予定）

＜平成29年度 第2回 総会 議事＞

（ア）事業報告

（イ）法律改正等に伴う見直しや新たな取り組みに関する報告

③北九州市障害者支援計画（案）に関する報告を受けて意見聴取の場を必要に応じて設定する。

（5）参加機関

総会委員、部会長、事務局：障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター

2 事務局会議

（1）事務局会議

年1回（平成29年5月29日・月）

（2）障害者支援課と基幹相談支援センターの連絡会議

ア 目的

北九州市障害者自立支援協議会全体の運営が円滑に行えるよう検討を行う。

イ 開催頻度

適宜

ウ 参加機関

障害福祉部障害者支援課・基幹相談支援センター

エ 会場

ウェルとばたを予定

オ 協議内容

① 総会の企画、実施全般

② 各部会の進捗状況の確認と意見交換、目的に応じた検討会（事務局付）の設置

- ③ 各部会の委員依頼・調整、庶務全般、社会的課題の抽出と方策検討
- ④ 協議会の活性化に向けた関係機関のネットワーク作り
- ⑤ 研修会及び障害者地域生活支援研究会のテーマ選定と実施
- ⑥ IT等を活用した情報共有化のあり方の検討や広報啓発活動の推進
- ⑦ その他、協議会運営に必要な事項についての検討

(3) その他

「地域ネットワーク部会」の29年度テーマである「(仮称) 在宅障害者と家族への包括的支援を考える検討会」については、事務局会議参加者にも共通した課題が協議されることから、事務局会議メンバーに事務局付としての部会参画をお願いする。

相談支援関連

3 指定相談支援事業者等連絡会議

(1) 目的

市内の相談支援事業所の相談支援専門員のネットワーク構築の基盤整備を進めつつ、対応困難な事例を披歴する等して課題の明確化および解決に向けた協議、利益相反を招かない適正運用のあり方等を協議していく。

(2) 開催頻度 1回／2ヶ月（偶数月）第4木曜日（15時～17時）

(3) 会場 ウェルとばた、もしくはコムシティ（西部障害者福祉会館）を予定

(4) 協議内容

- ①指定一般・特定・障害児相談支援事業者間のネットワーク構築
- ②サービス等利用計画に伴う障害福祉サービスの適正運用を目的とした事例披歴と協議
- ③相談支援専門員とサービス管理責任者を対象とした障害者ケアマネジメント研修の実施
- ④相談支援専門員と基幹相談支援センターが同行し家庭訪問等が必要と思われる案件について協議
- ⑤各区で障害支援区分と乖離した障害福祉サービスの利用が必要と思われる、サービス等利用計画作成対象者に関する意見交換
- ⑥指定一般相談支援事業と居住サポート等事業の協力のあり方について協議

(5) 参加機関

指定一般・特定・障害児相談支援事業者、区役所保健福祉課
事務局：障害者基幹相談支援センター、障害福祉部
※必要に応じて権利擁護関連部会から出席を要請する。

4 定例支援会議

(1) 目的

行政機関や委託相談支援事業所の各相談窓口で相談を受けた事例を基に、各区定例支援会議・委託相談支援事業所実務担当者会議・全体会の各種会議を開催し、各種会議を通じて地域課題となり得る事例を披歴し、共有した課題を再整理し事務局会議へ提案したのちに、地域課題として考えられる場合には必要に応じて部会等を設置し方策検討を行う。

(2) 開催頻度

- ①各区：月1回程度 ※各区との打ち合わせによって決定
- ②全体会：年4回程度 ※6, 9, 12, 3月の第3水曜日、15時～17時
- ③委託相談支援事業所実務担当者会議：年4回程度全体会の前後に実施（日程は事務局で調整）

(3) 会場

- ①各区：各区役所を予定
- ②全体会：総合保健福祉センターを予定
- ③委託相談支援事業所実務担当者会議：ウェルとばたを予定

(4) 協議内容

①各区

- (ア) 相談者の支援経過について共有化を図る。
- (イ) 家庭基盤が脆弱且つ一定の困り感がある対象者、または家族への取り組みが必要と考えられる案件について協議する。
- (ウ) 計画相談を対象に基幹相談支援センターが相談支援専門員に同伴して家庭訪問等が必要と思われる案件について協議する。
- (エ) 困難事例や個別支援会議開催事例などから課題を共有し、地域課題となり得る事案を、四半期に1度の定例支援全体会議（7区共同）へ提案していく。また、市内の相談窓口機関の連携について、具体的な事例を通じて共有化し、協力体制を構築する。

②全体会

- (ア) 家庭基盤が脆弱且つ、一定の困り感のある対象者、または家族への取り組みが必要と考えられる案件など、各区定例支援会議にて協議された事例から、地域課題となりうる事案について、幅広い参加機関から専門的なアドバイスや意見交換を行う。
- (イ) 各区、委託相談支援事業所実務担当者会議にて取り上げた事例を提起し、その背景と考えられる社会的課題の抽出に結び付けていく。
- (ウ) 『家族ケアを中心とした障害者ケアマネジメント研修会』を開催月のいずれかに振り替える。
- (エ) 情報交換、新たな社会資源、研修開催についての紹介を行う。

③委託相談支援事業所実務担当者会議

- (ア) 『家族ケアを中心とした障害者ケアマネジメント研修会』の企画検討を行う。
- (イ) 全体会（研修会）への事例提案を行う。
- (ウ) 困難事例等に関する事例検討を通して課題方策案の模索、検討を行う。
- (エ) 区役所の協力が必要な事例に関しては各区定例支援会議にかけることを考慮した検討を進める。
- (オ) 地域自立支援協議会に披瀝して意見を求める必要があると思われる事例検討を進める。

(5) 参加機関

①各区

各区役所保健福祉課、障害者基幹相談支援センター
事務局：障害者基幹相談支援センター

②全体会

各区役所保健福祉課、子ども総合センター、地域リハビリテーション推進課、精神保健福祉センター
障害者しごとサポートセンター、発達障害者支援センター、総合療育センター地域支援室
社会的入院患者等（精神障害者等）の自立支援プログラム、精神障害者地域移行支援事業実施事業所で相談実務に当たっている実務担当者
事務局：障害者基幹相談支援センター、障害福祉部障害者支援課

③委託相談支援事業所実務担当者会議

障害者しごとサポートセンター、発達障害者支援センター、総合療育センター地域支援室
精神障害者地域移行支援事業実施事業所、
その他必要な相談機関等における定例支援会議全体会出席者または実務担当者
事務局：障害者基幹相談支援センター、障害福祉部障害者支援課

権利擁護関連

5 権利擁護部会

(1) 目的

本市における障害者虐待防止の取り組みに特化した協議、検討を行うこととし、特に福祉施設従事者等による虐待防止に関する課題協議や必要な取り組みについて協議する。

(2) 開催頻度

1回／3～4ヶ月

(3) 会場

ウェルとばたを予定

(4) 協議内容

- ①北九州市が実施する障害者虐待防止の取り組みに対しての助言、協力
- ②本市障害者虐待防止マニュアル等への意見聴取
- ③事業者、使用者への研修体制の確立
- ④啓発活動の企画、実施

(5) 参加機関

学識経験者、司法関係者、権利擁護・市民後見センター、障害者団体等、警察、労働局
事務局：障害者基幹相談支援センター、障害福祉部障害者支援課

6 触法障害者支援研究会

(1) 目的

本市の触法障害者を支援していくため、司法および福祉等関係者による研究会を立ち上げ、支援のあり方を協議し、触法障害者への支援ネットワークの構築を図る。現在、社会的な課題となっている軽微な犯罪を繰り返す知的障害者への「入口支援」について試行的に取り組み、その成果と課題について検証していく。

(2) 開催頻度

2回程度／年

(3) 会場

ウェルとばたを予定

(4) 協議内容

- ①「入口支援」（試行事業の検討）
- ②受け皿の確保、人材育成
- ③入口支援に関する流れの整理、および様式の検討
- ④ネットワーク構築のための研修会の開催について協議
- ⑤啓発活動

(5) 参加機関

学識経験者、司法関係者、障害者団体、地域生活定着支援センター 等
事務局：障害者基幹相談支援センター、障害福祉部障害者支援課

7 地域ネットワーク部会

(仮称) 在宅障害者と家族への包括的支援を考える検討会の開催

(1) 目的

障害のある人たちが地域で生活する上で必要な地域のネットワークを構築、拡大するため、相談案件等をもとに「家族ケアを中心に置いた障害児者ケアマネジメントに関する方策検討会」を設けてネットワークのあり方や必要な横断的な取り組み等について協議、検討を行う。

(2) 開催頻度

年8回程度（平成29年5月～平成30年3月まで）

(3) 会場

ウェルとばたを予定

(4) 協議内容

- ① 障害者支援に関する「情報の届け方」について（情報提供、情報共有）
- ② 地域で孤立する障害者世帯に「気付く」仕組みづくり（早期の気付き、早期支援）
- ③ 在宅で生活する障害者世帯が孤立しないための仕組みづくり 等

(5) 参加機関

障害福祉関係者、当事者団体、学識経験者等（8名程度）

事務局：障害福祉部障害者支援課、委託相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター

北九州市障害者自立支援協議会実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づいて設置する、北九州市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定める。

（機能）

第2条 協議会は、障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、「情報の共有」「具体的な協働」「関係者によるネットワーク」に関する協議の場として設置するものであり、次の機能を有する。

- （1）困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- （2）地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- （3）委託相談支援事業者等の中立・公平性の確保に関すること。
- （4）地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- （5）権利擁護等に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、総会及び専門部会をもって組織する。

- 2 協議会を円滑に運営するために事務局会議を設置する。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）相談支援事業者
 - （2）障害福祉サービス事業者
 - （3）障害者当事者団体
 - （4）保健・医療関係者
 - （5）教育関係者
 - （6）雇用関係者
 - （7）権利擁護関係者
 - （8）地域ケア等に関する学識経験者
 - （9）上記の他、障害のある人の地域生活を支援するうえで必要と認められる者
- 2 事務局会議は、保健福祉局障害福祉部職員及び北九州市障害者基幹相談支援センター職員で構成する。

（会長及び副会長）

第5条 総会に会長及び副会長を置き、総会委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（総会）

第6条 総会は、協議会の事業計画の協議、各専門部会の活動報告、情報交換の場等として、年1回ないし2回開催する。

- 2 会長は、議長となり、議事を進行する。
- 3 総会は、保健福祉局長が招集する。
- 4 委員の任期は、3年とする。

(専門部会)

第7条 協議会の機能を果たすため、次の各号に掲げる専門部会を設置する。専門部会の運営について、必要な事項は別に定める。

- (1) 地域ネットワーク部会
 - (2) 権利擁護部会
 - (3) 指定相談支援事業所等連絡会議
 - (4) その他必要に応じ開催される部会及び会議
- 2 保健福祉局長は、必要であると認める場合は、前項以外の専門部会を設けることができる。

(事務局会議)

第8条 事務局会議は、次の各号に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 専門部会の連絡、調整等に関すること。
- (2) 総会等への報告に関すること。
- (3) 障害福祉に関する情報発信に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。